

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

ページ

○教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則	(人事課)	一
○職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則	(同)	一
○県職員宿舍規則の一部を改正する規則	(職員厚生課)	一三
○私立学校法等施行細則の一部を改正する規則	(私学文書課)	一三
○企業立地促進のための県税の特例に関する条例施行規則	(税務課)	一五
○申請等の受理の特例に関する条例に基づき市町村が受理する申請等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(市町村課)	一八
○防災行政無線の管理及び運用に関する規則の一部を改正する規則	(危機対策課)	一九
訓 令 甲		
○職員の自己啓発等休業に関する規程	(人事課)	二〇
○附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令	(同)	二三
○特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令	(同)	二三
○保健所の職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令	(同)	二三
○単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令	(同)	二三
○職員等の旅費支給規程の一部を改正する訓令	(同)	二四
○職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令	(同)	二四
○勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令	(同)	二五
○職員と事業者等との間における行為に関する規程	(行政管理室)	二五

規 則

- 地方行政連絡調整会議規程の一部を改正する訓令
- 公印規程の一部を改正する訓令
- 文書規程の一部を改正する訓令

告示

○県政情報センター及び県政情報コーナー設置要綱の一部を改正する告示

(行政経営推進課) 二九

(私学文書課) 三〇

(同) 三五

(県政情報公開室) 三六

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十九号

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則(昭和五十一年宮城県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第二条の表教育委員会の地方機関及び教育機関の長の項第二号中「債務負担行為に基づき」を「地方自治法第二百四十四条に規定する債務負担行為(以下「債務負担行為」という。)に基づき、又は同法第二百三十四条の三の規定により行う」に改める。

第三条の表警察署長の項第三号中「債務負担行為に基づき」を「債務負担行為に基づき、又は地方自治法第二百三十四条の三の規定により行う」に改める。

第五条第一項第二号中「歳出予算」の下に「に基づく事務」を加え「基づく」を「基づき、又は地方自治法第二百三十四条の三の規定により行う」に改め、同条第二項第一号中「信託法(大正十一年法律第六十二号)第六十六条」を「公益信託二関スル法律(大正十一年法律第六十二号)第一条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十号

職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則

職員等の旅費支給規則（昭和三十五年宮城県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

2 前項に定める旅行命令票等は、当該旅行命令票等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて、当該旅行命令票等に代えることができる。

第六条第一項第三号イ中「宮城県旅行路程図（別表第三）に掲げる」を「大字の区域ごとに知事が定める地点（一の大字の区域内に当該地点が複数ある場合には、当該在勤地外旅行の出発箇所又は目的箇所に最も近いもの）を一般に利用しうる最短の経路で結ぶ」に改め、同号口中「日本郵政公社の調に係る郵便線路図に掲げる」を「地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者により証明された」に改め、同条第二項中「前項」を「前項第一号、第二号及び第三号イ」に、「同項」を「これら」に、「地方公共団体の長又は当該路程の計算について信頼するに足る者の証明により、路程を」を「同項第三号口の規定に準じて」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「前項」を「第一項第三号」に、「飛行場をも」を「飛行場を」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「前五項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とする。

第八条第二項中「別表第四」を「別表第三」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定める旅費請求書は、当該旅費請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録をもつて、当該旅費請求書に代えることができる。

第十一条中「別表第五」を「別表第四」に改める。

別表第二（その一）から別表第二（その二）までを次のように改める。

別表第二(その1の2)(第5条,第8条関係)

旅行命令(依頼)票

頁

決 裁												概算仕積算確認年月日印
												年

年 度	旅行命令票番号	旅 行 命 令 日	執 行 機 関 名		
	資 金 前 渡 職 員 名	支給額(差引)合計(円)	変更後支給総額合計(円)	変更前支給済額合計(円)	
	科 目				

旅行命令番号	旅 行 者 氏 名	級	旅 行 期 間			
			旅 行 内 容			
附 記 事 項				旅行者確認欄	受領月日	受領印
支給額(差引)(円)	変更後支給総額(円)	変更前支給済額(円)				

旅行命令番号	旅 行 者 氏 名	級	旅 行 期 間			
			旅 行 内 容			
附 記 事 項				旅行者確認欄	受領月日	受領印
支給額(差引)(円)	変更後支給総額(円)	変更前支給済額(円)				

旅行命令番号	旅 行 者 氏 名	級	旅 行 期 間			
			旅 行 内 容			
附 記 事 項				旅行者確認欄	受領月日	受領印
支給額(差引)(円)	変更後支給総額(円)	変更前支給済額(円)				

旅行命令番号	旅 行 者 氏 名	級	旅 行 期 間			
			旅 行 内 容			
附 記 事 項				旅行者確認欄	受領月日	受領印
支給額(差引)(円)	変更後支給総額(円)	変更前支給済額(円)				

旅行命令番号	旅 行 者 氏 名	級	旅 行 期 間			
			旅 行 内 容			
附 記 事 項				旅行者確認欄	受領月日	受領印
支給額(差引)(円)	変更後支給総額(円)	変更前支給済額(円)				



旅行命令（依頼）票

頁

年 度	旅行命令票番号	旅 行 命 令 日	執 行 機 関 名
-----	---------	-----------	-----------

旅行命令番号	旅 行 行 程

交通手段 1：鉄道等 2：公用車（宮城県内） 3：公用車（宮城県外）
 4：自家用車運転（宮城県内） 5：自家用車運転（宮城県外） 6：自家用車同乗（宮城県内）
 7：自家用車同乗（宮城県外） 8：路線バス（宮城県内） 9：徒歩（宮城県内）
 10：船舶 11：航空機

説 明 「【手】」：手入力行程 「【複】」：複数から選択 「【移】」：移動開始地

別表第二(その三)を別表第二(その三の一)とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二(その3の2)(第5条,第8条関係)

旅行命令(依頼)票(特例計算用)

頁

決 裁												概算・精算承認年月日印
												年

年度	旅行命令票番号	旅行命令日	執行機関名
----	---------	-------	-------

旅費 種別	資金前渡職員名	支給額(差引)合計(円)	変更後支給総額合計(円)	変更前支給済額合計(円)
----------	---------	--------------	--------------	--------------

NN NN	科 日			
----------	--------	--	--	--

旅行命令番号	旅行者氏名	級	旅行期間	旅行内容
--------	-------	---	------	------

出発地	
目的地 ・ 宿泊地	

附記事項	旅行者確認印	受領月日	受領印
------	--------	------	-----

支給額(差引)(円)	変更後支給総額(円)	変更前支給済額(円)
------------	------------	------------

旅行命令番号	旅行者氏名	級	旅行期間	旅行内容
--------	-------	---	------	------

出発地	
目的地 ・ 宿泊地	

附記事項	旅行者確認印	受領月日	受領印
------	--------	------	-----

支給額(差引)(円)	変更後支給総額(円)	変更前支給済額(円)
------------	------------	------------

旅行命令番号	旅行者氏名	級	旅行期間	旅行内容
--------	-------	---	------	------

出発地	
目的地 ・ 宿泊地	

附記事項	旅行者確認印	受領月日	受領印
------	--------	------	-----

支給額(差引)(円)	変更後支給総額(円)	変更前支給済額(円)
------------	------------	------------

出納機関受付印

出納機関											
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--



別表第二(その四)を別表第二(その四の二)とし、別表第二(その三の二)の次に次の一表を加える。

別表第二(その4の1)(第5条,第8条関係)

赴 任 旅 行 命 令 票

頁

決 裁																旅費私納算認年月日印		
																年 月 日		

年 度	旅行命令票番号	旅 行 命 令 日	執 行 機 関 名		
		資 金 前 渡 職 員 名	支給額(差引)合計(円)	変更後支給総額合計(円)	変更前支給済額合計(円)
科 目					

旅行命令番号	旅 行 者 氏 名	旅費氏名コード	級	発 令 年 月 日
旅行年月日(移転月日)				
()				
出 発 地		到 着 地		新居住地の種別
在 勤 庁		居 住 地 の 住 所		
旧				
新				

扶養親族氏名	生 年 月 日	続柄	扶養親族氏名	生 年 月 日	続柄

附記事項

区 分	人 数	J 運	R 賃	鉄 道 料 金	地 方 鉄 道	車 賃 (船賃)	日 当	着 手 後 当	移 転 料	計
本 人		km			km	km			km	
扶 養 親 族	12歳以上	km			km	km				
	6歳以上 12歳未満	km			km	km				
	6歳未満	km			km	km				
計										

						旅行者確認請求印	受 領 月 日	受 領 印



別表第二(その五)を次のように改める。

別表第二(その5)(第5条,第8条関係)

外国旅行命令(依頼)票(特例計算用)

頁

決 裁											概算申請書通年日月日印 年 月 日																																																																																																																								
	年度	旅行命令票番号	旅行命令日	執行機関名																																																																																																																															
		資金前渡職員名	支給額(差引)合計(円)		変更後支給総額合計(円)		変更前支給済額合計(円)																																																																																																																												
科目																																																																																																																																			
旅行命令番号												旅行者氏名												級												旅行内容及びコード																																																																																															
旅行期間												出												発												地																																																																																															
～												(日 夜)																																																																																																																							
目的												地												宿												泊												地												泊数												旅券の所有状況																																																											
																																																																								(並)																																																											
																																																																																				過去3年以内の 支度料支給																																															
																																																																																				(円)																																															
																																																																								()																																																											
附記事項																																																																																																																																			
航空賃												現地交通費												国内交通費												日当宿泊料												支度料												旅行雑費												調整額												計算額合計																																															
																																																																																				円																																															
国内交通費												区間												JR運賃・料金												地方鉄道												陸路												水(空)路												交通費計																																																											
												～												km												km												km												km																																																																							
国内訳												～												km												km												km												km																																																																							
日当宿泊内訳												指定都市												甲地方												乙地方												丙地方												国内甲地												国内乙地												機中泊												宿泊日数計																																			
												日												日												日												日												日												日												泊 日 夜																																															
旅行雑費内訳												旅券												査証												空港使用												出入国税												その他																								旅行雑費計																																															
																																																																																				旅行者確認捺印												受領月日												受領印																							
																																																																																																																								出納機関受付印											
出納機関																																																																																																																																			



別表第三を削り、別表第四を別表第三とし、別表第五を別表第四とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の職員等の旅費支給規則の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了するうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

県職員宿舍規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十一号

県職員宿舍規則の一部を改正する規則

県職員宿舍規則(昭和四十九年宮城県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条第四項第一号中「百六十六円」を「自動車の保管場所として貸与する部分の面積が十二平方メートル以下の場合にあつては百六十六円、十二平方メートルを超える場合にあつては二百四十円」に改め、同項第二号中「百五十円」を「自動車の保管場所として貸与する部分の面積が十二平方メートル以下の場合にあつては百五十円、十二平方メートルを超える場合にあつては二百十六円」に改める。

附則第七項中「平成十八年四月一日において」を削り、「寮(有料宿舍に限る。以下この項から附則第九項まで同じ。)」を「有料宿舍」に改め、「同日以後に」を削り、「同条第一項第六号の」の下に「入居期間又は」を加え、「当該寮」を「当該有料宿舍」に改める。

附則第八項中「第二十一条第一項第六号の」の下に「入居期間又は」を加え、「寮」を「有料宿舍」に改め、同項第二号中「から一年を経過するまでの期間」を「以降」に改め、同項第三号を削る。
附則第九項を削る。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

私立学校法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十二号

私立学校法等施行細則の一部を改正する規則

私立学校法等施行細則(昭和五十三年宮城県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項中「日本標準産業分類(平成五年総務庁告示第六十号)」を「日本標準産業分類(平成十九年総務省告示第六百十八号)」に、「の下欄に掲げるものに属する事業」を「に掲げるもの」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項第二号中「風俗営業に該当し、又は風俗営業」を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)に規定する営業及びこれら」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

- 五 当該学校法人の設置する学校の教育に支障のあるもの
第四条中第三項を第二項とし、第四項を削る。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第四条関係)

- 一 農業、林業
- 二 漁業
- 三 鉱業、採石業、砂利採取業
- 四 建設業
- 五 製造業(武器製造業を除く。)
- 六 電気・ガス・熱供給・水道業
- 七 情報通信業
- 八 運輸業、郵便業
- 九 卸売業、小売業
- 十 金融業、保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業に限る。)
- 十一 不動産業、物品賃貸業(建物売買業、土地売買業を除く。)
- 十二 学術研究、専門・技術サービス業
- 十三 宿泊業、飲食サービス業
- 十四 生活関連サービス業、娯楽業(遊戯場を除く。)
- 十五 教育、学習支援業
- 十六 医療、福祉
- 十七 複合サービス事業
- 十八 サービス業(他に分類されないもの)

檜垣三十二号中「第82条の9」及び「第131条」に於ける

「3 校舎等変更面積表

区 分	現有面積㎡	変 更 面 積			変更後面積㎡	室 数
		増加分㎡	減少分㎡	計㎡		
教室						
職員室						
保健室						
便所						
その他						
計						
テラス、ピロティ等						
合計						

「3 校舎等変更面積表

区 分	現有面積㎡	変 更 面 積			変更後面積㎡	う ち 共 用 面積㎡	室 数
		増加分㎡	減少分㎡	計㎡			
教室							
遊戯室							
職員室							
保健室							
便所							

改正

その他									
計									
テラス、ピロティ等									
合計									

のNo.

檜垣三十一号中「第82条の9」及び「第131条」に於けるNo.

檜垣三十三号中「身分証明書」及び「誓約書又は宣誓書」に於けるNo.

檜垣三十七号及び檜垣四十四号中「第82条の9」及び「第131条」に於けるNo.

檜垣四十一号中

「3 採用者（教頭並びに専修学校及び各種学校の教員に限る。又履歴書及び教育職員免許状の写し（教育職員免許状を有していない者は、身分証明書）

4 その他知事が必要と認める書類

「3 採用者の履歴書（教頭並びに専修学校及び各種学校の教員に限る。）

4 教育職員免許状の写し（教育職員免許状を有していない者は宣誓書、学校教育法施行規則第9条の2の規定の適用を受けて採用された教頭は資質を証する書面）に於けるNo.

5 その他知事が必要と認める書類

（提出書類）

1 1の履歴書、身分三十三号中「身分証明書」に於けるNo.（提出書類）

2 1の規程の施行の日以前に認可した専修学校に係る収容事業の種類については、なお従前の例に於けるNo.

企業立地促進のための県税の特例に関する条例施行規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

〇島根県教育委員会

企業立地促進のための県税の特例に関する条例施行規則

島根県知事 村 井 嘉 浩

(趣旨)

第一条 この規則は、企業立地促進のための県税の特例に関する条例(平成十九年宮城県条例第百四号以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(製造の事業の用に供したことに伴って増加する雇用者)

第二条 条例第二条の規則で定める製造の事業の用に供したことに伴って増加する雇用者は、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第六十条の二第一項第一号に規定する一般被保険者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 条例第二条に規定する一の生産設備(以下、「一の生産設備」という。)を製造の事業の用に供することに伴い、当該法人に期間を定めずに新たに雇用された者であつて、県内に住所を有するもの

二 現に当該法人に期間を定めずに雇用されている者であつて、一の生産設備を製造の事業の用に供することに伴つて転動等により新たに県内に住所を有することとなつたもの

(対象設備に係る所得金額の計算方法)

第三条 条例第二条の当該対象設備に係るものとして計算した額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によつて計算した額とする。

一 その行つたたる事業が電気供給業、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合

県が当該法人に課する事業 当該新増設した対象設備に係る固定資産の価額

税の課税標準となるべき当 x 当該法人が県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額

該事業年度に係る所得金額 (主たる事業が電気供給業又はガス供給業(以下「電気供給業等」という。)の法人にあつては当該固定資産の価額のうち当

該電気供給業等以外の事業に係る固定資産の価額)

二 前号以外の場合

県が当該法人に課する事業 当該新増設した対象設備に係る従業者の数

税の課税標準となるべき当 x 当該法人が県内に有する事務所又は事業所の従業者の数

該事業年度に係る所得金額

2 鉄道事業又は軌道事業(以下「鉄道事業」という。)とこれ以外の事業以外の事業を併せて行う法人については、当該鉄道事業以外の事業に係る部分について前項の規定を準用する。

3 第一項の固定資産の価額及び従業者の数並びに前項の鉄道事業以外の事業に係る部分の所得の算定については、地方税法(昭和二十五年法律第百二十六号)第七十二条の四十八第四項から第六項まで、第九項及び第十項の分割基準並びに所得の算定の例による。

(不均一課税申請書)

第四条 条例第五条に規定する申請書は、別記様式によるものとする。

附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

不均一課税申請書

受付印

主たる事務所又は事業所	名称	所在地	決算期	月	常業	従業者数	人
資本金出資金の額	円		円	円	円	円	円
事業業の内容							
新増設をした設備	名称	所在地	主たる製品名	事業の用に供した年月日	年月日	年月日	年月日
	事業の取得年月日	年月日		年月日	年月日	年月日	年月日
新増設をした設備を構成する減価償却資産の取得価額	建物及び附属設備	円	航空機	円			円
	構築物	円	車両・運搬具	円			円
	機械・装置	円	工具・器具・備品	円			円
	船舶	円	総計	円			円
条例第2条の増加雇用の数	不均一課税を受けようとする年又は事業年度						
上記のとおり法人事業税・不動産取得税・固定資産税の不均一課税をされるよう申請します。							
宮城県		所長 殿					
主たる事務(業)所		所在地					
名称		T E L ()					
代表者氏名		印					

添付書類
 1 明細書
 2 定款
 3 最近2期における貸借対照表、損益計算書及び営業報告書
 4 売買契約書の写し
 5 その他必要な書類

法人事業税不均一課税申請の明細書

事業年度	年月日から	年月日まで	万円以下の金額		万円を超える金額		千円
本県分課税標準額	年	年	万円	万円	万円	万円	千円
計	年	年	万円	万円	万円	万円	千円
県内における事務(業)所の従業員数							
所在地	名称	従業員数(事業年度に属する各月末現在)	月	月	月	月	月
			人員	人員	人員	人員	人員
上記のうち新増設をした対象設備に係る従業員数(事業年度に属する各月末現在)							
県内における事務(業)所の固定資産の価額							
所在地	名称	固定資産の価額(事業年度末日現在)					
上記のうち新増設をした対象設備に係る固定資産の価額(事業年度末日現在)							

(注) 電気・ガス供給業又は倉庫業を行う法人の場合にあっては、固定資産の価額を記載し、その他の法人の場合にあっては従業員数を記載すること。

(その2)

不動産取得税・固定資産税 不均一課税申請の明細書

摘要	所在地	
	家屋番号	
	種類	
	構造	
	床面積	㎡
	用途	
	取得年月日	年 月 日
	取得価額	円
	取得事由	
	当該不動産が家庭である場合	
当該不動産が土地である場合	所在地	
	地番	
	地目	
	地積	
	用途	
	取得年月日	年 月 日
	取得価額	円
	取得事由	
	当該不動産が土地とする建物の建設着手(予定)年月日	年 月 日
	償却資産の種類	
数量		
取得年月日	年 月 日	
取得価額	円	
取得事由		

申請等の受理の特例に関する条例に基づき市町村が受理する申請等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十四号

申請等の受理の特例に関する条例に基づき市町村が受理する申請等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

申請等の受理の特例に関する条例に基づき市町村が受理する申請等の範囲を定める規則(平成二十一年宮城県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表一の項中

「
 七(3)(2)の(1)の「スモン患者に対するはり、きゅう及びマッサージに係る医療費用交付規則(平成二十一年宮城県規則第九十七号)のうち、次に掲げるもの」という)に基づき申請等規則第三條第一項の規定による認定の申請規則第四條第一項の規定による返還規則第六條の規定による返還」
 を
 「
 七(3)(2)の(1)の「スモン患者に対するはり、きゅう及びマッサージに係る医療費用交付規則(平成二十一年宮城県規則第九十七号)のうち、次に掲げるもの」という)に基づき申請等規則第三條第一項の規定による認定の申請規則第四條第一項の規定による返還規則第六條の規定による返還」
 と
 改める。」

「
 七(3)(2)の(1)の「スモン患者に対するはり、きゅう及びマッサージに係る医療費用交付規則(平成二十一年宮城県規則第九十七号)のうち、次に掲げるもの」という)に基づき申請等規則第三條第一項の規定による認定の申請規則第四條第一項の規定による返還規則第六條の規定による返還」
 と
 改める。」

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則

防災行政無線の管理及び運用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第四十五号

防災行政無線の管理及び運用に関する規則の一部を改正する規則

防災行政無線の管理及び運用に関する規則(昭和四十三年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一号の表防災宮城の項中

固定局	を	固定局
基地局		基地局
携帯基地局		基地局

に改める。

別表第三号の表防災麓峰山の項、防災大盤平の項、防災小々汐の項、防災小池ヶ平の項及び防災三

門山の項中

固定局	を	固定局
基地局		基地局
携帯基地局		基地局

に改め、同表中

防災黒森山

同

固定局	同
基地局	危険対策課長
携帯基地局	同

仙台地方ダム総合事務所長

仙台市青葉区芋沢字横山一六四黒森山中継所内

を

防災黒森山

同

固定局	仙台地方ダム総合事務所長
基地局	危険対策課長

仙台市青葉区芋沢字横山一六四黒森山中継所内

に

改め、同表水防笹倉山の項を削る。

別表第四号の表同二〇二丁二二三、二九一～二九六の項中

同二〇二丁二二三、二九一～二九六	同
------------------	---

を

防災宮城二〇二丁二二三、二九一～二九六	陸上移動局
---------------------	-------

に改め

同表防災宮城二〇一の項を削り、同表防災仙台東の項中

固定局	仙台東土木事務所
基地局	長
携帯基地局	多賀城市鶴ヶ谷一・四・一

固定局	仙台東土木事務所
基地局	長

を

危険対策課長

多賀城市鶴ヶ谷一・四・一

に改め、同表SCC自治体宮城県宮城可搬

地球V九六の項及び防災宮城三〇二丁三〇八、三九一～三九四の項を削り、同表防災古川の項中

大崎地方振興事務所長

北部地方振興事務所長

に改め、同表同四〇二丁四一三、四九一～四九四

の項中

大崎土木事務所長

北部土木事務所長

に改め、同表防災築館の項中

栗原地方振興事務所長

北部地方振興事務所長

に改め、同表防災栗駒の項中

栗原地方振興事務所
所栗駒ダム管理事務所

栗原市栗駒沼倉玉山一
所栗駒ダム管理事務所
栗原地方振興事務所栗駒ダム管理事務所内

北部地方振興事務所
所栗原地域事務所
所栗駒ダム管理事務所

を

栗原市栗駒沼倉玉山一
所栗駒ダム管理事務所
所栗原地域事務所

に改め、同表同五〇二丁五二二、五九一～五九六の項中

栗原土木事務所長

を

北部土木事務所
所栗原地域事務所

に改め、同表防災迫の項中

「登米地方振興事務所を「東部地方振興事務所登米地域事務所」に改め、同表同六〇二丁六〇八、六九一～六九六

の項中「登米土木事務所」を「東部土木事務所登米地域事務所」に改め、同表防災石巻の項中

「石巻地方振興事務所を「東部地方振興事務所」に改め、同表防災石巻土木の項中

「石巻土木事務所」を「東部土木事務所」に、「石巻土木事務所内」を「東部土木事務所内」

に改め、同表中防災宮城三三の項、防災宮城二二の項及び防災へり宮城の項を削り、同表防災仙台港湾の項中「仙台港湾事務所」を「仙台塩釜事務所」に、「仙台港湾事務所内」を「仙台塩釜事務所内」に改め、同表防災塩釜港湾の項を削り、同表水防宮城五八一、二三一、二三二の項中「五八一」を削り、同表水防七北田の項を削り、同表水防宮城六〇一、六〇二、二四一～二四四の項中「六〇一、六〇二」を削り、同表水防宮城六二二、六三二、二五二～二五四の項中「六二二、六三二」を削り、同表水防宮城二五五～二五八、六三三の項中「六三三」を削り、同表S C C自治体宮城県宮城可搬地球V九八の項の次に次のように加える。

水防上大沢ダム一〇一	陸上移動局	大崎地方ダム総合管理事務所	大崎市鳴子温泉鬼首字上大沢川四
一〇三		大崎地方ダム総合管理事務所	五

別表第四号の表水防荒砥沢ダムの項を削り、同表水防荒砥沢ダム一、一〇一～一〇二の項中「一、一〇一」を「一〇一」に改め、同表に次のように加える。

水防小田ダム	固定局	栗原地方ダム総合管理事務所	栗原市一迫字長崎川台五三・十二
	基地局	栗原地方ダム総合管理事務所	栗原市一迫字長崎川台五三・十二

水防小田ダム一、一〇一	陸上移動局	栗原地方ダム総合管理事務所	栗原市一迫字長崎川台五三・十二
-------------	-------	---------------	-----------------

附則
この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

訓令 甲

〇宮城県訓令甲第七号
職員の自己啓発等休業に関する規程を次のように定める。
平成二十年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

（趣旨）
職員の自己啓発等休業に関する規程

第一条 この訓令は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）及び職員の自己啓発等休業に関する条例（平成十九年宮城県条例第八十九号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、職員の自己啓発等休業の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

（自己啓発等休業の承認の申請手続）

第二条 職員は、法第二十六条の五第一項の規定による自己啓発等休業の承認を申請するときは、自己啓発等休業承認申請書（別記様式）を、自己啓発等休業を始める日の一月前までに、所属長を経由して知事に提出しなければならない。

2 知事は、自己啓発等休業の承認の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

（自己啓発等休業の期間の延長の申請手続）

第三条 前条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の申請について準用する。

（職務復帰）

第四条 自己啓発等休業の期間が満了したとき、又は自己啓発等休業の承認が取り消されたときは、当該自己啓発等休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

（辞令の交付）

第五条 知事は、次に掲げる場合には、職員に対して、別に定めるところにより辞令を交付するものとする。

- 一 職員の自己啓発等休業を承認する場合

二 職員の自己啓発等休業の期間の延長を承認する場合

三 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合

(報告等)

第六条 第一条第二項の規定は、条例第九条の報告について準用する。

2 知事は、自己啓発等休業をしている職員から条例第九条の報告を求めるほか、当該職員と定期的
に連絡を取ることにより、十分な意思疎通を図るものとする。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

別記様式(第2条関係)

自己啓発等休業承認申請書

知事.....殿 (所属長経由印) 所属..... 職..... 氏名..... [㊞]	申請年月日.....年 月 日
下記のとおり 自己啓発等休業 期間の延長 を申請します。	

1 申請の区分	自己啓発等休業(2及び3に記入) 期間の延長(2及び4に記入)					
2 自己啓発等休業の内容	大学等課程の履修	大学等の名称 (所在地)	[.....]			
		課程(履修年限)	(.....)			
		履修の期間年 月 日から年 月 日まで		
	国際貢献活動	活動組織				
		活動国・地域		活動分野		
		活動期間	国内訓練年 月 日から年 月 日まで	
活動国滞在年 月 日から	年 月 日まで			
3 申請期間年 月 日から年 月 日まで					
4 延長の期間年 月 日から年 月 日まで					
	既に自己啓発等休業をしている期間年 月 日から年 月 日まで					
5 備考						

(注) 1 この申請書には、次の内容が確認できる書類を添付すること。

- (1) 大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容及び期間
- (2) 前号の内容に関する照会先
- 2 「履修の期間」欄には、大学等の課程に在学して履修しようとする期間を記入する。
- 3 「活動組織」欄には、「青年海外協力隊」、「シニア海外ボランティア」等を記入する。
- 4 「国内訓練」欄には、例えば、独立行政法人国際協力機構が行う派遣前訓練等の準備行為に参加する期間を記入する。
- 5 「5 備考」欄には、以前に自己啓発等休業をしている場合における当該自己啓発等休業の内容(大学等課程の履修又は国際貢献活動の別、休業期間)、自己啓発等休業の期間を延長する場合における当該自己啓発等休業の期間の延長を請求する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入する。
- 6 該当する にはレ印を記入すること。

任命権者記入欄

受理年月日年 月 日				承認 不承認
決裁年月日年 月 日				
決裁欄	職..... 氏名..... [㊞]

○宮城県訓令甲第八号

附属機関の役職に充てる職員に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

附属機関の役職に充てる職員に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の役職に充てる職員に関する規程（昭和五十九年宮城県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

別表准看護士試験委員の項中、「保健福祉部医療整備課長」を削り、同表国民健康保険審査会の項中「国民健康保険審査会」を「宮城県国民健康保険審査会」に改め、同項の次に次のように加える。

宮城県後期高齢者医療 審査会	委員	保健福祉部長
-------------------	----	--------

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第九号

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令

特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程（昭和六十年宮城県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

第五条中「環境生活部廃棄物対策課又は保健所」の下に「（栗原保健所及び登米保健所を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「若しくは保健所支所」を削る。

第八条中「第七十七条第一項」を「第七十六条の三第一項」に改める。

第十条中「保健福祉事務所」の下に「又は保健福祉事務所地域事務所」を加え、「同所」を「保健福祉事務所又は保健福祉事務所地域事務所」に改める。

第十二条中「地域子どもセンター」を「児童相談所」に改める。

第十六条中「又は林業試験場」を「若しくは地方振興事務所地域事務所又は林業技術総合センター」に改める。

第十七条中「の建築基準に関する事務を分享する班又は土木事務所に所属する職員（所長及び副所

長を除く。）」を「、建築安全推進室又は土木事務所若しくは土木事務所地域事務所に所属する職員（所長及び副所長を除く。）」で建築基準に関する事務を行うもの」に、「班又は事務所」を「課、室又は土木事務所若しくは土木事務所地域事務所」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第十号

保健所の職員に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

保健所の職員に関する規程の一部を改正する訓令

保健所の職員に関する規程（平成十二年宮城県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

第一項の表大崎保健所の項中「大崎保健福祉事務所」を「北部保健福祉事務所」に改め、同表栗原保健所の項中「栗原保健福祉事務所」を「北部保健福祉事務所栗原地域事務所」に改め、同表登米保健所の項中「登米保健福祉事務所」を「東部保健福祉事務所登米地域事務所」に改め、同表石巻保健所の項中「石巻保健福祉事務所」を「東部保健福祉事務所」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第十一号

単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

単純労務職員の給与に関する規程（昭和三十二年宮城県訓令甲第二十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「第十一条第一項第一号」を「第十一条第一項」に改める。

第十一条第一項に次の一号を加える。

三 保健環境センターに所属する職員が特殊勤務手当条例第十三条第一項第四号に規定する業務の補助業務に従事したとき。

第十一条第二項第二号中「前項第二号」の下に「及び第三号」を加える。

第十五条第一項第四号中「水上において行う同号ロ又はハの作業」を「同号に規定する作業（当該

作業の補助作業を含む。」に改め、同項第五号中「同号イ」を「同号」に改め、同項第六号を削り、同条第二項第四号中「勤務一月につき六千五百円」を「業務に従事した日一日につき三百円」に改め、同項第五号を削る。

「第十六条第二項中、「第四号及び第五号」を「及び第四号」に改める。

別表第一中

1 級	給料月額
	円
	120,200
	121,100
	122,000
	122,900
	123,900
	124,900
	125,900
	126,900
	127,700
	128,700
	129,700
	130,700
	131,500
	132,500
	133,500
	134,500
	135,600
	136,800
	138,000
	139,200
	140,300
	142,200
	144,100
	146,000
	148,000
	149,500

151,000
152,500
153,800
155,300
156,800
158,300
159,700
161,300
162,900
164,500
166,000
167,200
168,400
169,600
170,600
172,200
173,800
175,400
177,000
178,300
179,600
180,900
182,200
184,000
185,800
187,600
189,600
190,900
192,200
193,500
194,900
196,200
197,500
198,800
200,600
202,600

204,600
206,600
208,800
210,100
211,400
212,700
214,400
215,500
216,600
217,700
218,800
220,100
221,400
222,700
225,400
226,400
227,400
228,400
229,200
230,200
231,200
232,300
233,100
234,100
235,100

136,100
137,200
138,400
139,600
140,800
141,900
143,800
145,800
147,800
149,800
151,300
152,800
154,400
155,700
157,200
158,700
160,200
161,600
163,200
164,800
166,400
167,900
169,100
170,300
171,500
172,500
174,100
175,700
177,300
179,000
180,300
181,600
182,900
184,200
186,000
187,800

189,600
191,600
192,900
194,200
195,500
196,900
198,200
199,500
200,800
202,300
204,300
206,300
208,300
210,200
211,500
212,800
214,100
215,600
216,600
217,600
218,600
219,600
220,700
221,800
222,900

別表第五保健環境センターの項を削り、同表中央地域子どもセンターの項中

中央地域子どもセンター

を

中央児童相談所

に改め、同表拓桃医療療育センターの項中

(2)(1) 技術師(看護補助)作業に従事する者に限る。
(3) (1)及び(2)に掲げる職員以外の職員として従事する職員

を

(1) 技術師(看護補助)(病棟に勤務する職員に限る。)	三
(2) 技術師(看護補助)(1)に掲げる職員以外の職員)	二

に改める。

附則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第十二号

職員等の旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

職員等の旅費支給規程の一部を改正する訓令

職員等の旅費支給規程(昭和三十五年宮城県訓令甲第二十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号を削り、同項第二号中「鉄道」の下に「全国新幹線鉄道整備法(昭和四十五年法律第七十一号)第二条に規定する」を加え、「新幹線鉄道を除く」を「新幹線鉄道(以下単に「新幹線鉄道」という。を除く)に改め、「所属長」の下に「(本庁にあつては所属の課長)室長を含む)地方機関にあつては当該機関の長及び労働委員会事務局長をいう。以下同じ。」を加え、同項第一号とし、同項第三号を第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同項第三号とし、同条第一項中「から第三号までのいずれか」を「又は第二号」に改める。

第六条第一項第二号中「第四条第一項第二号から第四号」を「第四条第一項第一号から第三号」に改める。

附則

(施行期日)

1 この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員等の旅費支給規程の規定は、この訓令の施行の日(以下「施行日」という。以後)に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分については適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

○宮城県訓令甲第十三号

職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令
宮城県知事 村 井 嘉 浩

職員被服等貸与規程（昭和四十八年宮城県訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。
別表に次のように加える。

職業能力開発校及び障害者職業能力開発校において職業訓練の業務に従事する職員のうち、所属長が職務の遂行上特に被服等を貸与する必要があると認める職員	安全靴	—	三年
--	-----	---	----

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第十四号

勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

勤務時間の特例を必要とする職員の勤務時間に関する規程（昭和五十三年宮城県訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三号中、「大崎地域子どもセンター」を、「北部児童相談所」に改める。

別表第二第六号中、「中央地域子どもセンター」を、「中央児童相談所」に改め、同表第十三号中、「栽培漁業センター」を、「水産技術総合センター」に改める。

別表第三第三号の表に次のように加える。

夜間において県税の徴収、相談等の業務に従事する職員のうち所長が命ずる職員	午前七時から午後九時までの間で、一日について八時間とし、その割振りは、業務の実情に応じ所長が定める。	四十五分間とし、その時限は、業務の実情に応じ所長が定める。
--------------------------------------	--	-------------------------------

別表第三第六号中、「札幌事務所及び」を削り、同表第七号の表に次のように加える。

夜間において土地の取得等に伴う交渉等の業務に従事する職員のうち所長が命ずる職員

午前七時から午後九時までの間で、一日について八時間とし、その割振りは、業務の実情に応じ所長が定める。

四十五分間とし、その時限は、業務の実情に応じ所長が定める。

別表第三第十二号中、「水産研究開発センター」を、「水産技術総合センター」に改め、同表第十三号とし、同表第十一号の次に次の一号を加える。

十二 王城寺原補償工事事務所、土木事務所、港湾事務所及び仙台港背後地土地区画整理事務所に勤務する職員

適用職員	勤務時間	休憩時間
夜間において土地の取得等に伴う交渉等の業務に従事する職員のうち所長が命ずる職員	午前七時から午後九時までの間で、一日について八時間とし、その割振りは、業務の実情に応じ所長が定める。	四十五分間とし、その時限は、業務の実情に応じ所長が定める。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第十五号

職員と事業者等との間における行為に関する規程を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

職員と事業者等との間における行為に関する規程

(目的)

第一条 この訓令は、職員と職務上かかわりのある事業者及び特定個人（以下「事業者等」という。）との間における行為について必要な事項を定め、公正な職務の遂行に対する県民からの信頼を確保するとともに、職員が事業者等との交流及び交際（以下「交流等」という。）を図ることができる環境を構築することを目的とする。

(定義)

第二条 この訓令において「職員」とは、知事の事務部に勤務する一般職に属する職員（臨時及び非常勤の職員並びに教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第一項に規定する教育公務員である職員を除く。）をいふ。

2 この訓令において「管理職員」とは、職員の給与に関する条例（昭和三十一年宮城県条例第二十九号）第九条第一項に規定する管理職手当の支給を受ける職員をいう。

3 この訓令において「事業者」とは、法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

4 この訓令の規定の適用については、事業者の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者とみなす。

5 この訓令において「特定個人」とは、第三項に規定する個人及び前項の規定により事業者とみなされる者を除く個人をいう。

6 この訓令において「利害関係者」とは、職員が職務として携わる別表の上欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者をいう。ただし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者及び外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものに勤務する者（当該外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものの利益のためにする行為を行う場合における当該勤務する者に限る。）を除く。

7 この訓令において「私的な関係」とは、職員としての身分にかかわらずない関係をいう。

8 前項の「職員としての身分」には、職員が、任命権者の要請に応じ特別職地方公務員等（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十九条第二項に規定する特別職地方公務員等をいう。以下同じ。）となるために退職し、引き続き特別職地方公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として採用された場合（一の特別職地方公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職地方公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。）における特別職地方公務員等としての身分を含むものとする。

（職員の心構え）

第三条 職員は、県民との連携及び協働を重視し、意見交換及び情報収集（以下「意見交換等」といふ。）を心がけ、多様化・高度化する様々な意見、要望等（以下「県民ニーズ」といふ。）を的確にとらえた、時代の変化に即した施策の実現に努めるものとする。

2 職員は、前項の連携及び協働に当たっては、次に掲げる事項のほか、地方公務員法その他法令等を遵守しなければならない。

一 職員は、県民全体の奉仕者として、常に公正な職務の遂行に当たらなければならないこと。

二 職員は、公共の利益のために勤務する者として、職務及び地位を私的利益等に用いてはならないこと。

三 職員は、法令等により与えられた権限の行使に当たっては、県民の疑惑又は不信を招くような

行為を行ってはならないこと。

四 職員は、勤務時間外においても、その行動が公務の信用に影響を与えることを認識して行動しなければならないこと。

（事業者等との交流等）

第四条 職員は、県民ニーズを把握する機会がある場合は、その機会を有効に活用し、事業者等と交流等を図ることができる。この場合において、職員は、職務の公正な遂行に対する県民からの信頼を確保するため、次条から第九条までの規定に基づき、行動しなければならない。

（利害関係者からの対応接待の享受及び利害関係者とともに行う飲食）

第五条 職員は、利害関係者から対応接待を受けてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

一 職務として利害関係者を訪問した際又は会議その他の会合に出席した際において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。

二 前号に掲げるもののほか、飲食物の提供を受けることが職務の遂行上必要である等相当の理由がある場合において、利害関係者から飲食物の提供を受けること。

3 職員は、意見交換等を目的として、自己の飲食に要する費用を負担して利害関係者とともに飲食をする場合は、あらかじめ、届出書（別記様式）により、所属長を経由して第十一条第一項に規定する倫理監督者に届け出るものとする。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかったときは、事後において速やかに届け出なければならない。

（利害関係者とともに行う遊技等）

第六条 職員は、自己の費用を負担する場合であっても、利害関係者と次に掲げる行為を行ってはならない。ただし、利害関係者以外の者が多数参加し、意図をもって利害関係者とともに行うものではないと認められる場合には、この限りでない。

一 利害関係者とともに遊技又はゴルフをすること。

二 利害関係者とともに旅行（公務のための旅行を除く。）をすること。

（利害関係者からの財産上の利益の收受）

第七条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

一 利害関係者から金銭、物品又は不動産の贈与（せん別、祝儀、香典又は供花その他これに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。

二 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあつては、無利子のものでない限り）の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。

三 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。

四 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。

五 利害関係者から未公開株式（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

一 利害関係者から広く一般に配布するための宣伝用物品又は記念品を受け取ること。
 二 多数の者が出席する懇談会、催事等において、利害関係者から他の出席者と同様に記念品を受け取ること。

三 利害関係者から職務の遂行上必要と認められる程度の成果品、試供品その他これに類するものを受け取ること。

四 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。

五 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。

3 第一項の規定の適用については、職員が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

（私的な関係を有する利害関係者との行為）

第八条 職員は、私的な関係がある者であつて、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の遂行に対する国民の疑惑又は不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、第五条第一項、第六条及び前条第一項の規定にかかわらず、これらの規定に定める行為を行うことができる。この場合において、第五条第三項の規定は適用しない。

（その他職員の責務等）

第九条 職員は、利害関係者をして、第二者に対し、第五条第一項、第六条各号及び第七条第一項各号に規定する行為をさせてはならない。

2 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、私的な関係がない者その他理由のない者から、職務遂行上必要と認められる場合等を除き、供応接待その他財産上の利益の供与を受けてはならない。

3 職員は、自己が行つた物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合せなかつた事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

4 職員は、他の職員がこの訓令に違反する行為によつて当該他の職員（第一項の規定に違反する行為にあつては、同項の第三者）が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

5 職員は、知事、第十一条第一項に規定する倫理監督責任者その他職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己又は他の職員がこの訓令に違反する行為を行った疑いがあると史料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。

6 管理職員は、その管理し、又は監督する職員がこの訓令に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

（相談）

第十条 職員は、次に掲げる場合には、所属長を経由して第十一条第一項に規定する倫理監督者に相談し、その指示に従うものとする。

一 自らが行つた行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合
 二 利害関係者との間で進行行為が第五条第一項、第六条各号又は第七条第一項各号に規定する行為に該当するかどうかを判断することができない場合

三 私的な関係がある利害関係者との間で進行行為が公正な職務の遂行に対する国民の疑惑又は不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合
 四 前三号に掲げるもののほか、この訓令の規定に違反していないかどうかを判断することができない場合

（倫理監督責任者等）

第十一条 職員の職務に係る倫理の保持のため、倫理監督責任者及び倫理監督者を置く。

2 倫理監督責任者は総務部長とし、この訓令の遵守及び徹底に関し、倫理監督者と密接な連携を図り、必要な措置を講じるものとする。

3 倫理監督者は各部署長とし、この訓令の遵守及び徹底に関し、倫理監督責任者及び所属長と密接な連携を図るとともに、職員からの第十条の相談に応じ、必要な助言、指示等を行うものとする。

4 所属長は、この訓令の遵守及び徹底に関し、職員からの第十条の相談を受け付け、倫理監督者と連携を図り、必要な助言、指示等を行うとともに、職員が特定の者と国民の疑惑又は不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努めるものとする。

5 倫理監督者は、その指定する職員に、この訓令に定める職務の一部を行わせることができる。

(委任)

第十二条 この訓令に定めるもののほか、職員と事業者等との間における行為に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この訓令は、平成二十年七月一日から施行する。

別表(第二条関係)

事 務	利 害 関 係 者
一 許認可等(行政手続法(平成五年法律第十八号)第二条第三号に規定する許認可等及び行政手続条例(平成七年宮城県条例第三十号)第二条第四号に規定する許認可等をいう。)を行う事務	当該許認可等を受けて事業を行っている事業者、当該許認可等の申請をしている事業者又は特定個人及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者又は特定個人
二 補助金等(補助金等交付規則(昭和三十五年宮城県規則第三十六号)第一条第一項に規定する補助金をいう。)を交付する事務	当該補助金等(当該補助金等を直接にその財源の全部又は一部とする補助金等交付規則第二条第四項第一号に掲げる間接補助金等を含む。)の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者又は特定個人
三 立入検査、監査又は監察(法令(条例及び規則を含む。)(の規定に基づき行われるものに限る。以下「検査等」という。)を行う事務	当該検査等を受ける事業者又は特定個人
四 不利益処分(行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分及び行政手続条例第二条第五号に規定する不利益処分をいう。)を行う事務	当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき事業者又は特定個人
五 行政指導(行政手続法第二条第六号に規定する行政指導及び行政手続条例第二条第七号に規定する行政指導をいう。)を行う事務	当該行政指導により現に一定の作為又は不作為を求められている事業者又は特定個人

六 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十四条第一項に規定する契約に関する事務

当該契約を締結している事業者又は特定個人、当該契約の申込みをしている事業者又は特定個人及び当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者又は特定個人

備考

1 職員に異動があつた場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であつた者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であつた者は、当該異動の日から起算して三年間(当該期間内に、当該利害関係者であつた者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなつたときは、その日までの間)は、当該異動があつた職員の利害関係者であるものとみなす。

2 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づき影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかなる場合において、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者でもあるものとみなす。

別記様式(第5条関係)

届 出 書
(倫 理 監 督 者) 殿
(所 属)
(職氏名) 印

年 月 日

「職員と事業者等との間における行為に関する規程」第5条の規定により利害関係者との飲食について、次のとおり届け出ます。

日時	平成 年 月 日 時 分 から
場所(所在地)	
相手方(利害関係者)の所属、役職及び氏名(複数出席する場合はその人数並びに代表する者の役職及び氏名)	所属(会社名等): 出席者数: 名 役職及び氏名:
職員本人及び利害関係者以外の同席者の有無・人数・概要	無 有 (名) 概 要
相手方(利害関係者)との具体的関連(利害関係の概要)	別表第()号に該当内容
ともに飲食をする目的(意見交換等の内容)	
自己の飲食に要する費用の額	円

○宮城県訓令第十六号

地方行政連絡調整会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地方行政連絡調整会議規程の一部を改正する訓令

地方行政連絡調整会議規程(昭和五十七年宮城県訓令甲第七号)の一部を次のように改正する。

第一条中、「地方機関」の下に、「(地域事務所を含む。第二条及び第三条において同じ。)」を加え、「地方振興事務所の所管区域」として、「」を削る。

第二条を次のように改める。

(名称及び構成員)

第二条 調整会議の名称及び構成員は、次の表のとおりとする。

名 称	構 成 員
大河原地方行政連絡調整会議	大河原地方振興事務所の所管区域に所在する地方機関の長及び地方振興事務所の副所長
仙台地方行政連絡調整会議	仙台地方振興事務所の所管区域に所在する地方機関の長及び地方振興事務所の副所長
北部大崎地方行政連絡調整会議	北部地方振興事務所の所管区域(北部地方振興事務所栗原地域事務所の事業担当区域を除く。)に所在する地方機関の長及び地方振興事務所の副所長
北部栗原地方行政連絡調整会議	北部地方振興事務所栗原地域事務所の事業担当区域に所在する地方機関の長及び北部地方振興事務所栗原地域事務所の副所長
東部石巻地方行政連絡調整会議	東部地方振興事務所の所管区域(東部地方振興事務所登米地域事務所の事業担当区域を除く。)に所在する地方機関の長及び地方振興事務所の副所長
東部登米地方行政連絡調整会議	東部地方振興事務所登米地域事務所の事業担当区域に所在する地方機関の長及び東部地方振興事務所登米地域事務所の副所長
気仙沼地方行政連絡調整会議	気仙沼地方振興事務所の所管区域に所在する地方機関の長及び地方振興事務所の副所長

第四条第一項中、「地方振興事務所長」の下に、「(北部栗原地方行政連絡調整会議(以下「栗原調整会議」といふ。))及び東部登米地方行政連絡調整会議(以下「登米調整会議」といふ。))にあつては、地方振興事務所の地域事務所長」を加え、「地方振興事務所副所長」の下に、「(栗原調整会議及び登米調整会議)」を加える。

米調整会議にあつては、地方振興事務所の地域事務所の副所長)を加える。
 第十条第二項を削る。
 第十一条中「地方振興事務所」の下に、「(栗原調整会議及び登米調整会議にあつては、地方振興事務所の地域事務所)」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第十七号

公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

公印規程の一部を改正する訓令

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公印規程(昭和三十四年宮城県訓令甲第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二号の表1の項中

保 健 福 祉 事 務 所 用 域 所 址	保 健 福 祉 事 務 所 用 域 所 址
方 二 八	方 二 八
宮 城 県 知 事 印 (保健福祉事務所 地域事務所名)用	宮 城 県 知 事 印 (保健福祉事務所名)用
保 健 福 祉 事 務 所 長 域 所 址	保 健 福 祉 事 務 所 長 域 所 址

保 健 福 祉 事 務 所 用 域 所 址	保 健 福 祉 事 務 所 用 域 所 址
方 二 八	方 二 八
宮 城 県 知 事 印 (保健福祉事務所名)用	宮 城 県 知 事 印 (保健福祉事務所名)用
保 健 福 祉 事 務 所 長 域 所 址	保 健 福 祉 事 務 所 長 域 所 址

に

を

東 部 児 童 相 談 所 支 所 用 域 所 址	東 部 児 童 相 談 所 支 所 用 域 所 址
方 二 八	方 二 八
宮 城 県 知 事 印 東部児童相談所 気仙沼支所用	宮 城 県 知 事 印 (児童相談所名)用
東 部 児 童 相 談 所 支 所 長 域 所 址	東 部 児 童 相 談 所 支 所 長 域 所 址

に

石 巻 地 域 子 ども セ ン タ ー 支 所 用 域 所 址	石 巻 地 域 子 ども セ ン タ ー 支 所 用 域 所 址
方 二 八	方 二 八
宮 城 県 知 事 印 石巻地域子どもセ ンター気仙沼支所用	宮 城 県 知 事 印 (地域子ども センター名)用
石 巻 地 域 子 ども セ ン タ ー 支 所 長 域 所 址	石 巻 地 域 子 ども セ ン タ ー 支 所 長 域 所 址

を

用 援 リ セ シ ハ ン ヨ ビ タ ン リ 支 テ
方 八
宮 城 県 知 事 印 リハビリテーション 支援センター用
長 ン テ リ タ 支 ハ 援 シ ビ 所 セ ヨ リ

に

登 農 記 地 用 法	用 援 リ セ シ ハ ン ヨ ビ タ ン リ 支 テ
方 八	方 八
地 知 宮 農 方 事 城 地 機 事 城 法 関 事 印 登 名 印 県 記 用	宮 城 県 知 事 印 リハビリテーション 支援センター用
所 振 各 興 地 事 務 方 長 務	長 ン テ リ タ 支 ハ 援 シ ビ 所 セ ヨ リ

を

所 地 事 地 域 務 方 事 務 振 用 務 所 興	漁 務 地 港 所 方 部 水 振 用 産 興 事
方 八	方 八
宮 城 県 知 事 印 (地方振興事務所 地域事務所名) 用	宮 城 県 知 事 印 (地 方 振 興 事 務 所 名) 水 産 漁 港 部 用
務 各 事 地 所 地 務 方 長 事 所 興	部 水 振 気 産 産 興 仙 漁 漁 事 沼 港 港 務 地 長 長 所 方

に改め、同表2の項中

漁 務 地 港 所 方 部 水 振 用 産 興 事	漁 務 地 港 所 方 部 水 振 用 産 興 事
方 八	方 八
宮 城 県 知 事 印 (地方振興事務所 水産漁港部) 用	宮 城 県 知 事 印 (地 方 振 興 事 務 所 名) 水 産 漁 港 部 用
部 水 振 気 産 産 興 仙 漁 漁 事 沼 港 港 務 地 長 長 所 方	部 水 振 気 産 産 興 仙 漁 漁 事 沼 港 港 務 地 長 長 所 方

を

支所児 所気童 所仙相 用沼談	所 児 童 相 談 用
方 八	方 八
宮 城 県 知 事 職 務 代 理 者 印 東 部 児 童 相 談 所 気 仙 沼 支 所 用	宮 城 県 知 事 職 務 代 理 者 印 (児 童 相 談 所 名) 用
支 気 相 東 所 仙 談 部 長 沼 所 童	相 談 各 所 児 長 童

仙セ地 沼ン域 支ター 所一子 用気も	セ 地 ン ター 用 子 も
方 八	方 八
宮 城 県 知 事 職 務 代 理 者 印 石 巻 地 域 子 ども セン ター 気 仙 沼 支 所 用	宮 城 県 知 事 職 務 代 理 者 印 (地 域 子 ども セン ター 名) 用
長 仙 ン 子 石 沼 タ ど 巻 支 一 も 地 所 気 セ 域	タ ど 各 一 も 地 所 セ 域 長 ン 子

に

を

所 地 事 地 域 務 方 事 務 振 用 務 所 興	漁 務 地 港 所 方 部 水 振 用 産 興 事
方 八	方 八
宮 城 県 知 事 職 務 代 理 者 印 (地 方 振 興 事 務 所 地 域 事 務 所 名) 用	宮 城 県 知 事 職 務 代 理 者 印 (地 方 振 興 事 務 所 名) 用 水 産 漁 港 部
務 各 事 地 所 域 務 方 長 事 所 興	部 水 振 気 産 産 興 仙 漁 漁 務 沼 長 港 所 地 方

漁 務 地 港 所 方 部 水 振 用 産 興 事	漁 務 地 港 所 方 部 水 振 用 産 興 事
方 八	方 八
宮 城 県 知 事 職 務 代 理 者 印 (地 方 振 興 事 務 所 名) 用 水 産 漁 港 部	宮 城 県 知 事 職 務 代 理 者 印 (地 方 振 興 事 務 所 名) 用 水 産 漁 港 部
部 水 振 気 産 産 興 仙 漁 漁 務 沼 長 港 所 地 方	部 水 振 仙 産 産 興 台 漁 漁 務 地 長 港 所 方

に改め、同表9の項中

を

文 一 書 用 般	文 一 書 用 般
方 〇	方 〇
宮城県（保健 福祉事務所 地域事務所 名）長之印	宮城県（保健 福祉事務所 名）長之印 支 所 名
事 各 事 保 務 地 務 健 所 域 務 福 長 域 所 祉	各 事 保 支 務 健 所 務 福 長 所 祉

に

文 一 書 用 般
方 〇
宮城県（保健 福祉事務所 名）長之印 支 所 名
各 事 保 支 務 健 所 務 福 長 所 祉

を

文 一 書 用 般	文 一 書 用 般
方 〇	方 〇
宮城県（地方 振興事務所名 ）長之印 水産漁港部用	宮 城 県 石 巻 地 域 子 ど も セ ン タ ー 所 長 之 印 気 仙 沼 支 所
部 水 振 気 産 産 興 仙 漁 務 沼 港 所 地 長 港 方	部 水 振 仙 産 産 興 台 漁 務 地 港 所 方

を

文 一 書 用 般	文 一 書 用 般	文 一 書 用 般
方 〇	方 〇	方 〇
宮城県（地方 振興事務所 名）長之印 （地域事務所名）用	宮城県（地方 振興事務所名 ）長之印 水産漁港部用	宮城県東部 児童相談所 長之印 気仙沼支所
務各事地方 所地域務振 長事所興	部水振気 産興仙 漁務沼 港所地 長港方	部水振仙 産興台 漁務地 長港方
		支気相東 所仙談部 長沼所童

に

文 一 書 用 般	文 一 書 用 般	文 一 書 用 般	文 一 書 用 般	文 一 書 用 般
方 〇	方 〇	方 〇	方 〇	方 〇
宮城県仙台 塩釜港湾事 務所長之印 塩釜支所用	宮城県（土木 事務所名）長 之 印 （地域事務所名）用	宮城県水産 技術総合セ ンター所長之印 （水産試験場名）用	宮城県農業実 践大学校長印 畜産学部用	宮城県農業実 践大学校長印 畜産学部用
所所港仙 塩湾台 釜事塩 長支務釜	事所土 務各木 所地事 長域務	長産夕総水 試！合産 験各セ技 場水ン術	産大農 学学業 部校実 長畜践	産大農 学学業 部校実 長畜践

に

を

予家防畜 事明に染 地用(よ 事務方病 振興事務 所及振業
方 一 五
宮 城 県 (地方機関名) 長 (之) 印 (地方振興事務 所 名) 用
所 保 各 健 衛 家 衛 生 畜 長 生 畜

を

卒 業 証 書 ・ 学 位 記 用
方 三 〇
宮 城 学 校 大 学 印 長 印
大 宮 学 城 長 校

に

地 方 振 興 事 務 所 長 管 理 事 務 所 用	卒 業 証 書 ・ 学 位 記 用
方 二 〇	方 三 〇
宮 城 県 栗 原 事 地 方 振 興 之 印 務 所 長 印 栗 駒 ダ ム 管 理 事 務 所 用	宮 城 学 校 大 学 印 長 印
務 所 長 △ 所 振 栗 栗 管 理 駒 駒 原 事 務 事 地 務 所 務 方	大 宮 学 城 長 校

を

予家防畜 事明に染 地用(よ 事務方病 振興事務 所及振業
方 一 五
宮 城 県 (地方機関名) 長 (之) 印 (地方振興事務所名及び地方 振興事務所地域事務所名) 用
所 保 各 健 衛 家 衛 生 畜 長 生 畜

に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

○宮城県訓令第十八号

文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

文書規程の一部を改正する訓令

文書規程（昭和四十三年宮城県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中、「所にあつては所長名」を、「又は所長名（所長に知事の権限が委任されている事務に係る文書に限る。）」に改め、同条第二項中、「かわらず」の下に、「、施行する文書の軽重により」を加え、「、施行する文書の軽重により」を削り、「名で」の下に、「所にあつては地域事務所長の名で」を加える。

第三十一条第一項ただし書中「所長名」の下に「又は地域事務所長名」を加える。

別表第一第二号②中「保福第 号 保健福祉総務課 地域福祉課」を

「保福第 号 保健福祉総務課」に、「設備室」を「設備課」に、

「大崎保福第 号 宮城県大崎保健福祉事務所」を

「登保福第 号 宮城県登保保健福祉事務所」に、

「石保福第 号 宮城県石巻保健福祉事務所」を

「北保福第 号 宮城県北部保健福祉事務所」に、

「北保福第 号 宮城県北部保健福祉事務所」を

「東保福第 号 宮城県東部保健福祉事務所」に、

「中子第 号 宮城県中央地域子どもセンター」を

「大子第 号 宮城県大崎地域子どもセンター」を

「中児第 号 宮城県中央児童相談所」を

